

上場企業のコーポレート・ガバナンス調査

日本取締役協会(2017年8月1日)

日本の上場企業のコーポレート・ガバナンス改革の歩みを、
特に社外取締役・独立取締役の就任数の観点から、定点観測を行っています。

2017年調査サマリー

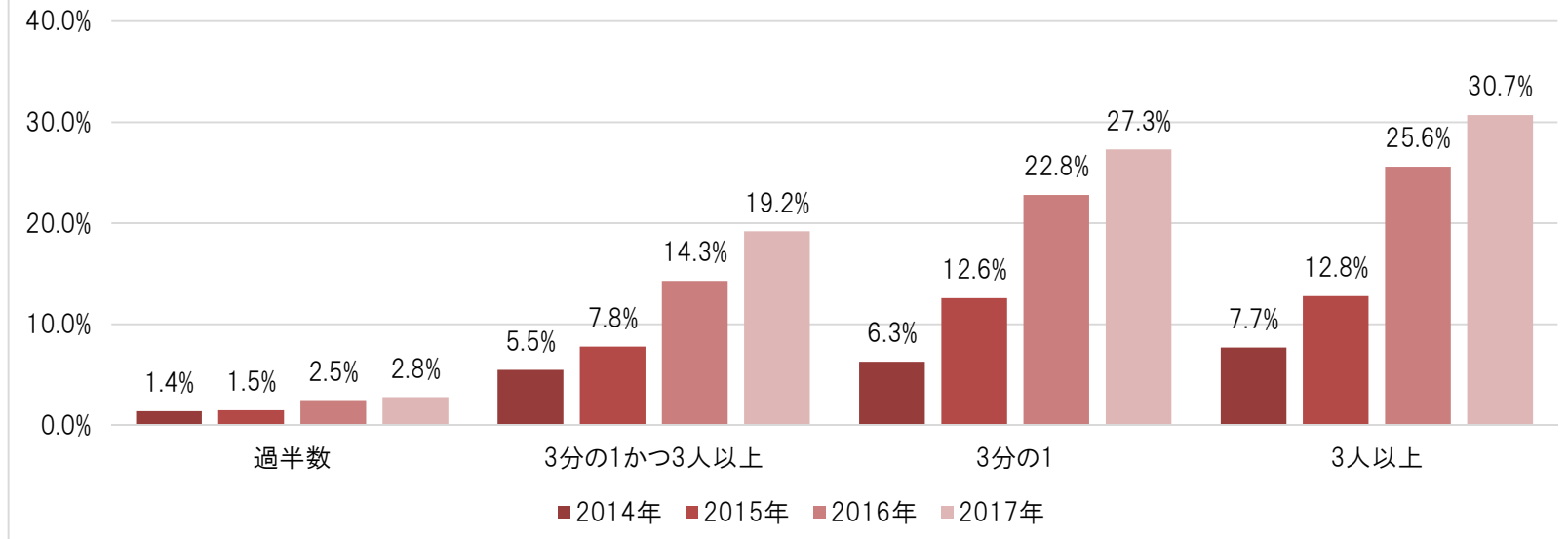
- 2015年のコーポレートガバナンス・コードの適用開始から2年が経過し、社外取締役/独立取締役の複数名の導入は進み、3名以上選任する企業の数も増えてきました。(9,10ページ)
- 一方、取締役会の独立性をグローバル水準で見たとき、取締役会の3分の1以上かつ3人以上を選任する企業の比率は、19.2%(387社、独立取締役)となっています。(3ページ)また取締役会を機能させる機関としての、指名・報酬委員会の両方を設置する企業は、法定・任意を合わせて30.8%(623社)、監査等委員会・監査委員会と合わせて、いわゆる3委員会を置く企業は、8.8%(177社)になっています。(5ページ)

見えてくる今後の課題

- 独立取締役も増え、多様性に富んだ、取締役会の実効性を上げるには、モニタリングモデルの取締役会で何をするのか、整理する必要があると思われます。
- 検討のポイントとなるのは、取締役会のメンバー構成、議案選定、リード・ダイレクターの選出、独立取締役だけの会議体、取締役会議長や取締役会のサポート体制、加えてCEOの役割、そのサクセッションプランになってきます。

本調査は、日本の上場企業(東京証券取引所1部上場企業)のコーポレート・ガバナンス体制整備への過程を、2004年～2006年は有価証券報告書に基づく2次データ、2007年以降は東証コーポレート・ガバナンス情報サービスを利用して行っています。毎年8月1日に集計しています。

取締役会に占める独立取締役の比率 (東証1部)



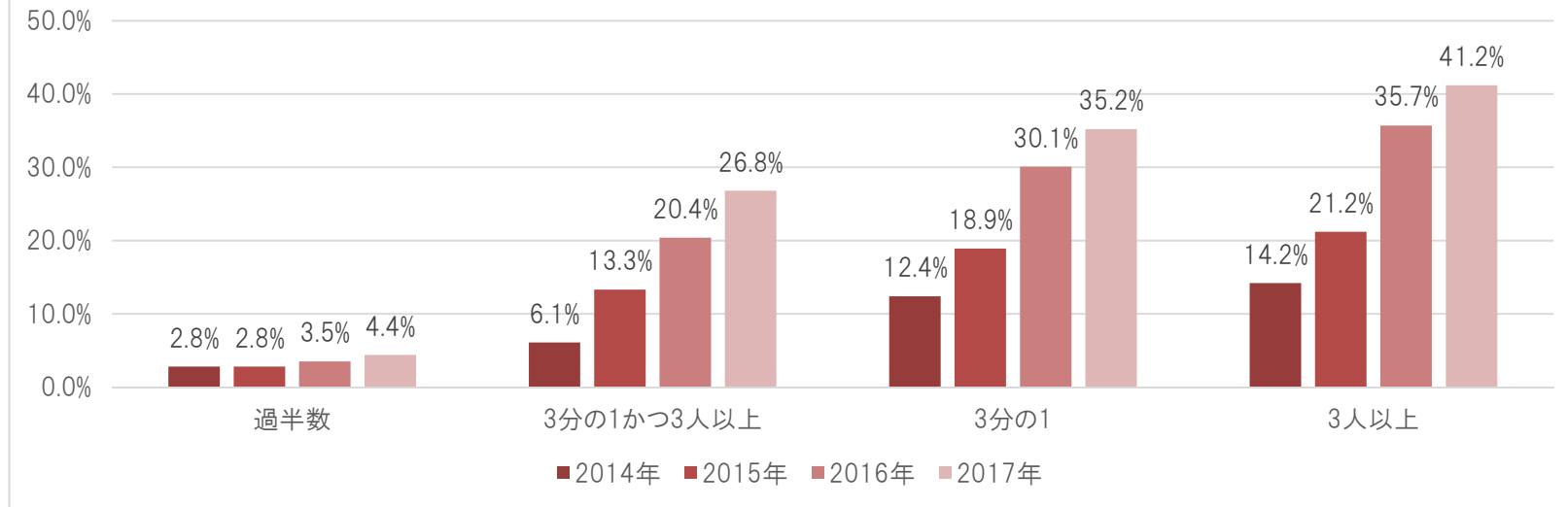
東証コーポレート・ガバナンス情報サービスを利用して作成。毎年8月1日に集計。

独立取締役 3分の1かつ3人以上は、19.2%

海外機関投資家などが考える、取締役会の独立性のベンチマークとして、「取締役会の3分の1かつ3人以上」があります。今後、各企業の改革の進展度合いのひとつの目安として、この伸び率が注目されます。

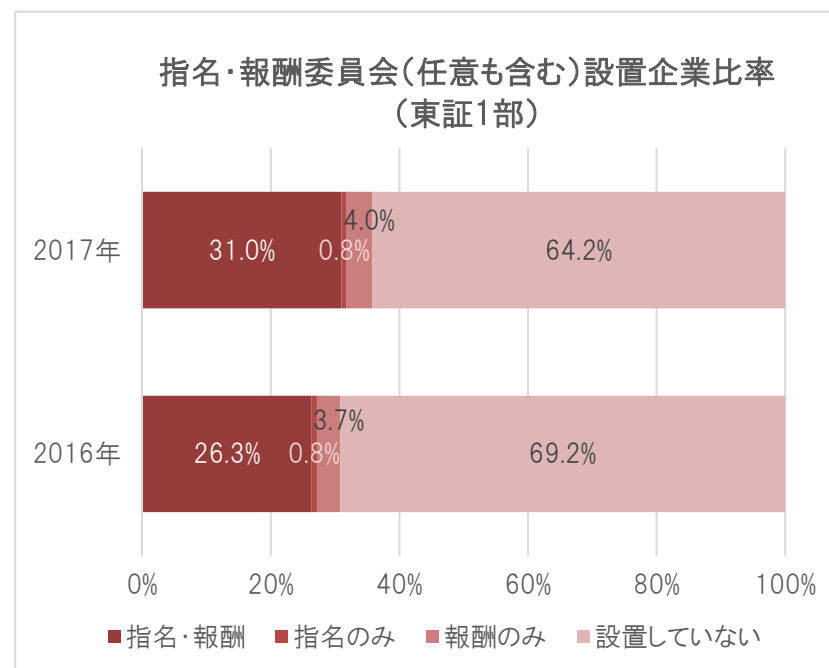
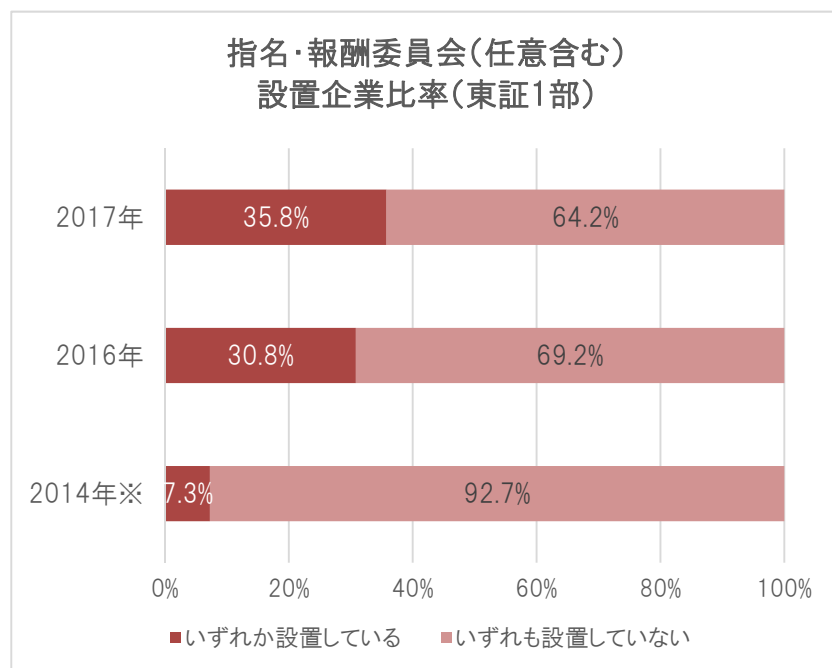
独立取締役が取締役に占める割合(社数)	2014年	2015年	2016年	2017年
過半数	25	28	50	57
3分の1かつ3人以上	100	148	281	387
3分の1	116	237	450	551
3人以上	141	241	505	620

取締役会に占める社外取締役の比率 (東証1部)



東証コーポレート・ガバナンス情報サービスを利用して作成。毎年8月1日に集計。

社外取締役が取締役会に占める割合(社数)	2014年	2015年	2016年	2017年
過半数	51	53	69	88
3分の1かつ3人以上	111	252	402	542
3分の1	225	357	592	712
3人以上	259	401	704	833



2014年※は東証コーポレートガバナンス白書より算出。2016年以降は、東証コーポレート・ガバナンス情報サービスを利用して作成。毎年8月1日に集計。

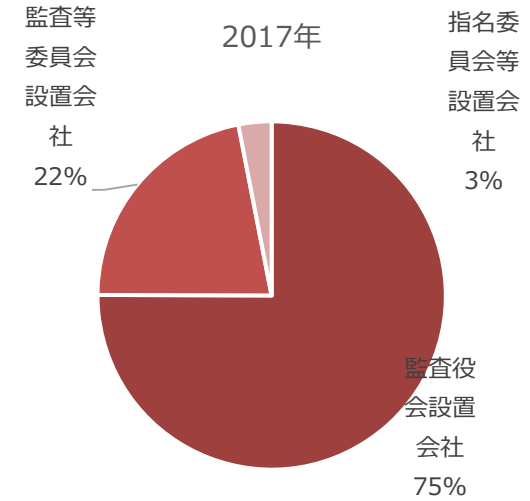
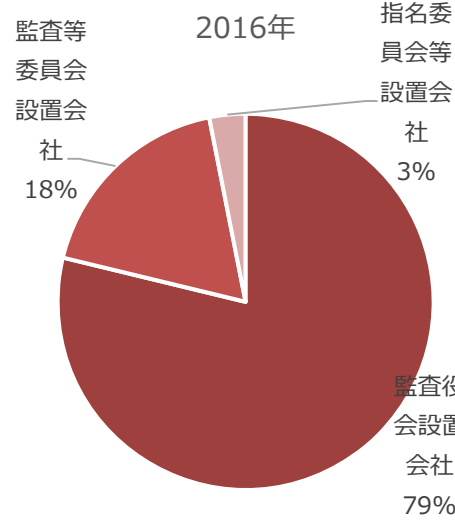
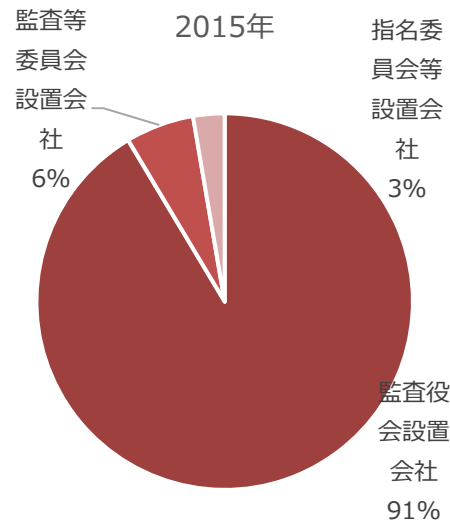
指名・報酬委員会のいずれかを設置する企業は、 723社 35.8%

指名・報酬委員会の両方を置く企業は、法定・任意を合わせて、625社、比率にして、31%です。

また、監査等委員会、監査委員会を合わせた、いわゆる3委員会を設置する企業は、178社、8.8%です。

組織形態別にも、設置の比率に若干の差がみられます。

組織形態別	設置比率 (2017年)	指名・報酬	指名のみ	報酬のみ	両方設置していない
任意 (監査役設置会社)		29.5%	0.8%	4.3%	65.4%
任意 (監査等委員会設置会社)		26.2%	1.1%	3.4%	69.3%
法定 (指名委員会等設置会社)		100.0%			
法定・任意 (東証1部)		31.0%	0.8%	4.0%	64.2%

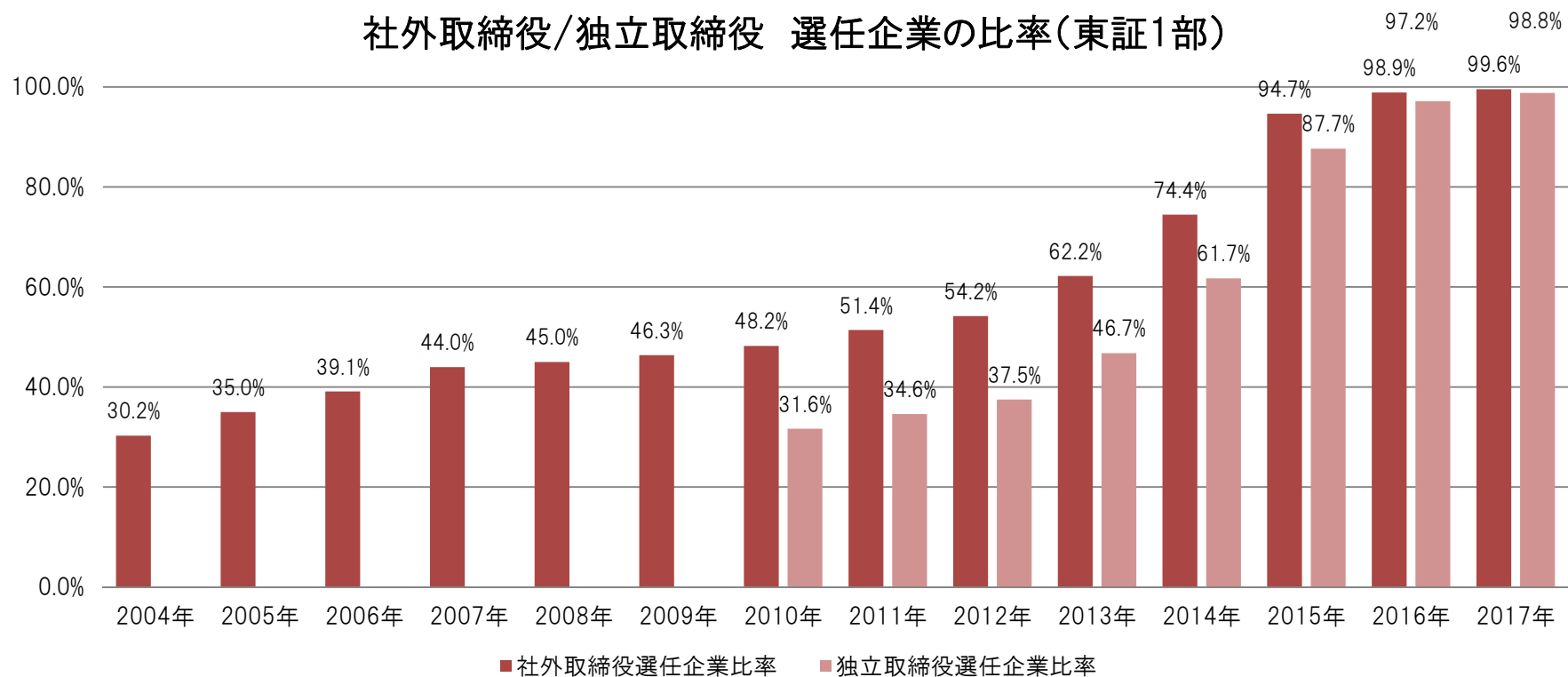


東証コーポレート・ガバナンス情報サービスを利用して作成。毎年8月1日に集計。

監査等委員会設置会社、全体の4分の一に近づく

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
監査役会設置会社	1,566	1,615	1,693	1,675	1,675	1,649	1,629	1,625	1,634	1,708	1,770	1,726	1,552	1,516
監査等委員会設置会社												111	357	442
指名委員会等設置会社	44	49	51	51	48	49	43	43	42	44	46	51	61	62
東証1部企業	1,610	1,664	1,744	1,726	1,723	1,698	1,672	1,668	1,676	1,752	1,816	1,888	1,970	2,020

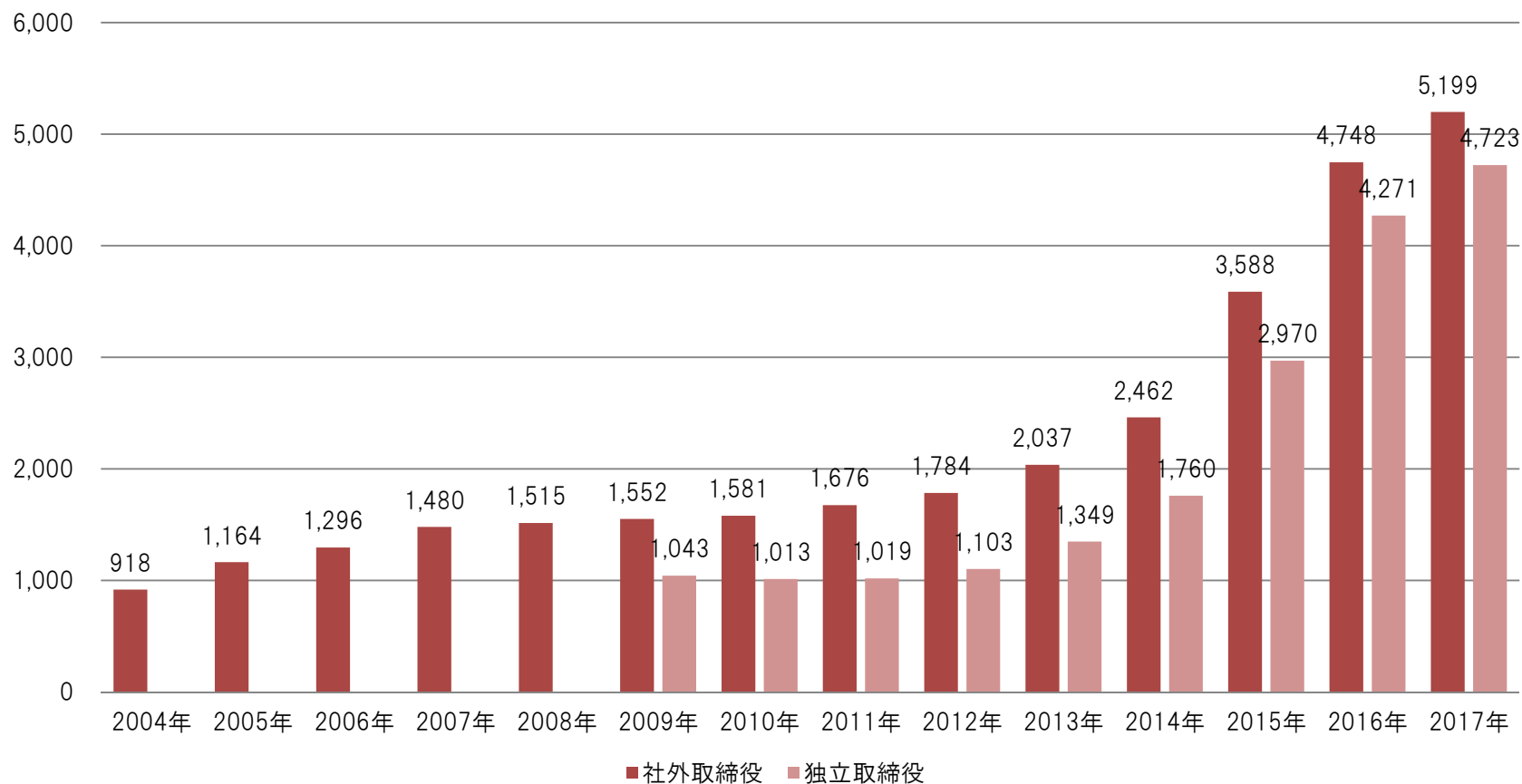
社外取締役/独立取締役 選任企業の比率(東証1部)



2004年～2006年 有価証券報告書に基づく2次データ、2007年以降 東証コーポレート・ガバナンス情報サービスを利用して作成。毎年8月1日に集計。

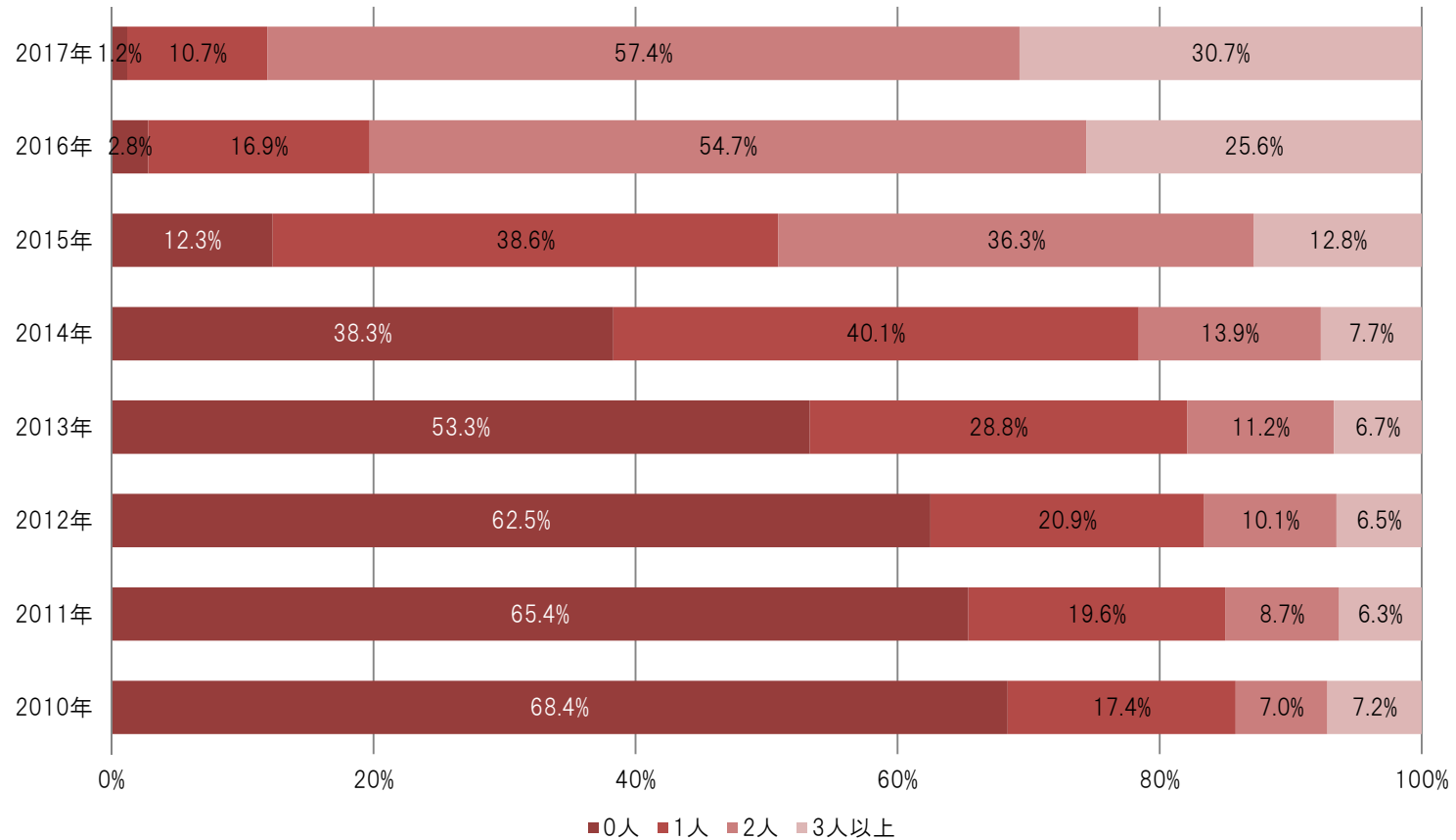
選任企業数	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
独立取締役							529	577	628	819	1,121	1,655	1,914	1,996
社外取締役	487	582	682	759	775	787	806	857	908	1,090	1,352	1,787	1,947	2,011

社外取締役/独立取締役 人数(東証1部)



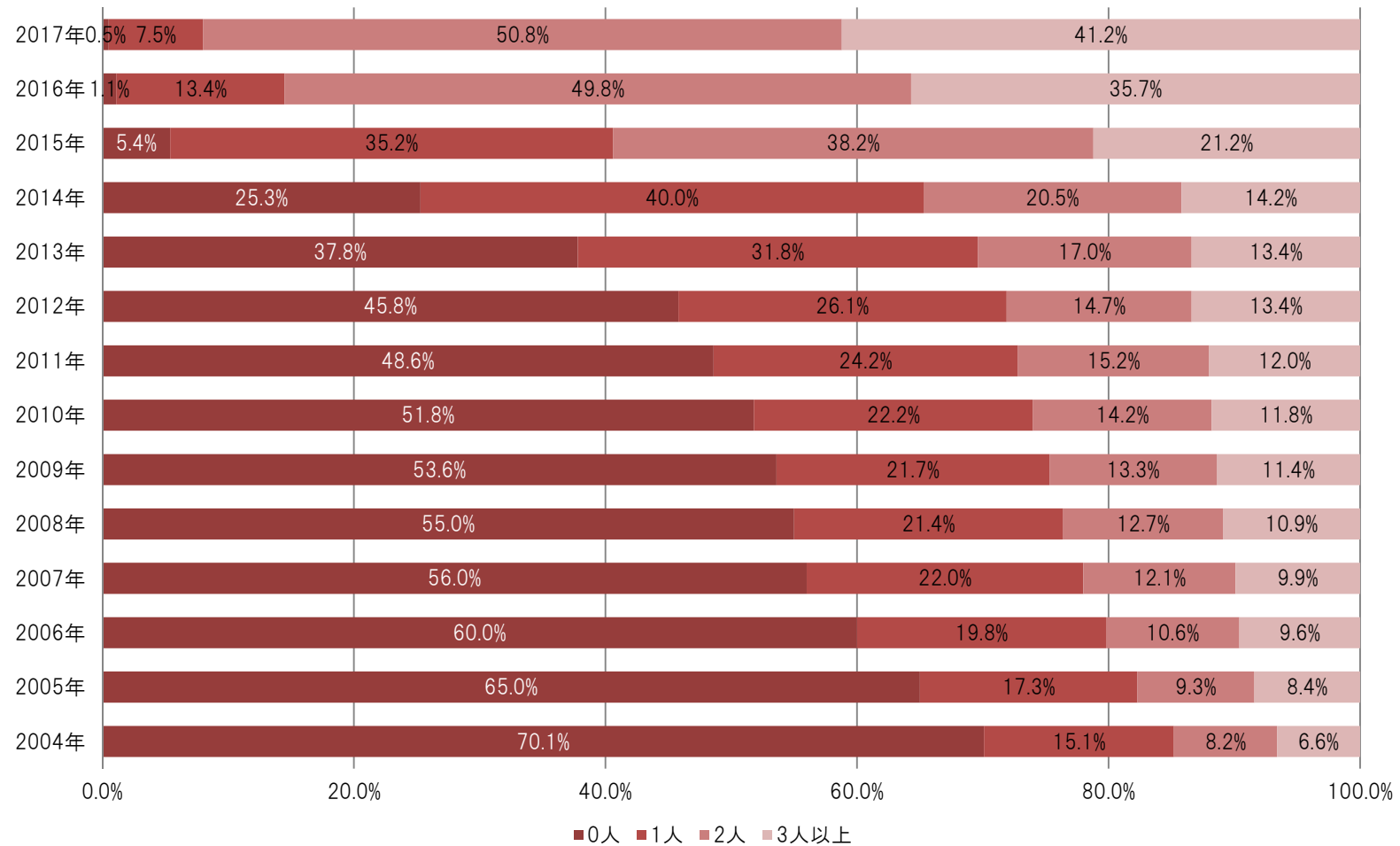
2004年～2006年 有価証券報告書に基づく2次データ、2007年以降 東証コーポレート・ガバナンス情報サービスを利用して作成。毎年8月1日に集計。

独立取締役選任人数別 企業比率の推移(東証1部)



2004年～2006年 有価証券報告書に基づく2次データ、2007年以降 東証コーポレート・ガバナンス情報サービスを利用して作成。毎年8月1日に集計。

社外取締役選任人数別 企業比率の推移（東証1部）



2004年～2006年 有価証券報告書に基づく2次データ、2007年以降 東証コーポレート・ガバナンス情報サービスを利用して作成。毎年8月1日に集計。

取締役の人数(東証1部)

東証1部企業の取締役総数(人)

2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
16,584	16,474	16,493	16,397	16,026	15,403	14,982	14,791	14,636	15,036	15,689	16,874	18,304	18,797

東証1部企業の取締役、1社あたりの平均人数(人)

2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
10.3	9.9	9.4	9.5	9.3	9.1	8.9	8.7	8.7	8.6	8.6	8.9	9.3	9.3

参考:東証1部 上場企業数(社)

2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
1,610	1,664	1,744	1,726	1,723	1,698	1,672	1,668	1,676	1,752	1,816	1,888	1,970	2,020

2004年～2006年 有価証券報告書に基づく2次データ、2007年以降 東証コーポレート・ガバナンス情報サービスを利用して作成。毎年8月1日に集計。

参考 コーポレートガバナンス改革 制度等の変遷

2014年

- 2月 日本版スチュワードシップコード公表(金融庁/企業との対話を通じて中長期的な成長を促す為の機関投資家に求められる行動原則)
- 6月 改正会社法成立(独立取締役導入実質義務化、監査等委員会設置会社新設)
- 6月 政府・成長戦略に「企業の稼ぐ力」の為にコーポレートガバナンス強化が明記
- 6月 社外役員等に関するガイドライン(経済産業省)
- 8月 伊藤レポート公表(経済産業省)
- 8月 コーポレートガバナンス・コード検討開始(金融庁・東京証券取引所)

2015年

- 5月1日 改正会社法 施行
- 6月1日 コーポレートガバナンス・コード適用開始(東京証券取引所 上場企業)
- 7月 「コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会」報告書(経済産業省)

2016年

- 3月 「CGS研究会報告書―実効的なガバナンス体制の構築・運用の手引―」(CGSレポート)(経済産業省)
- 4月 「対話型株主総会プロセス」の実現に向けた取組状況についてフォローアップを実施(株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会)(経済産業省)
- 4月 法制審議会―会社法制(企業統治等関係)部会 設置 (法務省)
- 5月 「価値協創のための統合的開示・対話ガイダンス」を策定―ESG・非財務情報開示と無形資産投資の促進(経済産業省)
- 5月 スチュワードシップ・コード(改訂版)の確定(金融庁)

本調査に関する問い合わせは、ホームページよりお願いいたします。 <http://www.jacd.jp/contact.html>